

福井坂井地区広域市町村圏事務組合 清掃センター 一般廃棄物受入基準

令和3年8月策定

令和4年1月改定

令和5年4月改定

令和7年6月改定

令和8年4月改定

この受入基準は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例に基づき、福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター（以下「清掃センター」という。）を適正かつ円滑に運営するために必要な事項を定めたものです。

1. 清掃センターを利用される方へ

清掃センターにて受入可能な廃棄物は、福井市・あわら市・坂井市・永平寺町（以下、「構成市町」という。）で排出されたもの、かつ清掃センターの受入基準等に適合したものに限ります。

2. 施設受入体制

①施設場所 福井県あわら市笹岡第33号3番地1

②受入時間 午前8時30分から午後5時まで

③支払方法 現金のみ

④搬入可能日 下表のとおり

	家庭系	事業系
可燃ごみ（燃やせるごみ）	月曜日～金曜日（祝日を除く）	月曜日～金曜日（祝日を除く）
不燃（燃やせないごみ）・粗大ごみ	月曜日～金曜日（祝日を除く）、 第2・第4日曜日	月曜日～金曜日（祝日を除く）

※ 家庭系とは、事業系以外の一般廃棄物をいう。

事業系とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3. 受入対象者

①一般家庭や事業所等から排出された一般廃棄物を自ら搬入する者。

②構成市町長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者。

※上記①又は②を満たしている場合でも、搬入できない場合があります。

詳しくは「5. 搬入できない場合」をご覧ください。

4. 搬入の流れ

廃棄物の確認を行うため、中身が確認できる状態（袋等に入れる場合は、透明又は半透明）で搬入してください。

①分別

廃棄物の種類によって荷降ろし場所が異なりますので、荷台等へは分別して積み込んでください。

※「7. 搬入における注意事項」を参照

②運搬

運搬の際は、ロープ・シートを使用するなど、落下飛散防止を行ってください。

③受付

受付表を記入してください。計量後、荷降ろし場所をご案内します。

④荷降ろし

係員の誘導のもと移動・停車し、荷降ろしを行います。車両損傷等トラブル防止のため、原則搬入者ご自身で荷降ろししてください。

※係員へ荷降ろしの手伝いを希望した場合、車両損傷等一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

⑤精算

精算所にて再度計量し、処分手数料をお支払ってください。

5. 搬入できない場合

①構成市町外から排出された廃棄物を搬入する場合。

例1) 構成市町外から構成市町へ引っ越しされる方で、元の住所から排出された廃棄物。

例2) 構成市町外で事業活動を行い、そこから排出された廃棄物。

②他人の廃棄物を市町長の許可を受けず搬入する場合。

③清掃センターで処分できない廃棄物を搬入する場合。

※詳細は、「9. 清掃センターで受入れできない廃棄物」を参照。

④職員による廃棄物の内容確認に協力しない、又は拒否した場合。

⑤受付の際、虚偽の申告を行った場合。

【注意】

一般廃棄物収集運搬業者以外の業者に、ごみの廃棄を委任することはできません。他人のごみを運ぶには、廃棄物を排出した当該市町長による一般廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

無許可営業の罰則：5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（廃棄物処理法第25条第1項1号）

6. 受入可能な廃棄物

一般家庭や事業所等から排出された一般廃棄物で以下に挙げられるもの。

①燃やせるごみ

※福井市内から排出された燃やせるごみは受入不可。

②燃やせないごみ

③粗大ごみ

◎お住まいの地区のごみステーションや公共施設等へ排出できるものは、できるだけ直接搬入せず、お住まいの市町のルールに従って排出してください。

7. 搬入における注意事項

荷降ろし場所が異なりますので、以下のとおり分別して荷台等へ積み込んでください。

①燃やせるごみ

※福井市内から排出された燃やせるごみは受入不可。

②燃やせないごみ

※福井市は基準が異なりますので、ご注意ください。

③粗大ごみ

④布団・毛布・畳、スプリングマット等

⑤注意が必要な廃棄物

係員に手渡してください。

- 電池類（充電式電池、電池が取り外せない製品を含む）
 - スプレー缶、カセットボンベ（ガス抜きして、穴を開けた状態）
 - ライター（ガス抜きした状態）
 - 水銀含有製品（体温計、血圧計）
- ※製品が割れている場合は水銀が漏れないよう袋等に入れてください。

⑥蛍光灯

※製品が割れている場合は袋等に入れてください。

8. 搬入制限がある廃棄物

施設の処理能力や運転管理上、以下のとおり量・規格に制限を設けています。

①量の制限

廃棄物の種類	受入条件	制限理由
剪定枝・刈り草	軽トラック3車まで	焼却炉の温度低下防止
畳	一ヵ月20枚まで	処理能力による制限

②規格の制限（寸法・形状）

廃棄物の種類	受入条件	制限理由
ロープ等の長尺のもの	長さ1 m以内に切断したもの	処理機械の寸法
剪定枝、樹木等の棒状のもの	太さ10 cm以下のもので、長さ1 m以内に切断したもの	
ロール状のもの	広げた状態で、長い方を1 m以内に切断したもの	
漬物石	直径29 cm以内のもの（12型まで）	

9. 清掃センターで受入れできない廃棄物

①産業廃棄物 別表1参照

②特定家庭用機器（家電リサイクル法）

- ・エアコン
- ・テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ・有機EL）
- ・冷蔵庫、冷凍庫
- ・洗濯機、衣類乾燥機

③廃タイヤ（自動車、自動二輪等）

④パソコン（デスクトップ、ノートパソコン、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ）

⑤バッテリー

⑥消火器

⑦ガスボンベ（カートリッジ以外）

⑧農薬、劇薬

⑨土砂（左義長、祭礼等から生じた灰、家庭菜園やガーデニングで使用した土、砂等）

⑩農業用機械類、農業用資材（苗箱、マルチシート、ビニールハウス、畦シート等）

⑪ピアノ（グランドピアノ、アップライトピアノ）

⑫臼

⑬建築資材、廃材、及び建築設備品（システムキッチン、洗面台、浴槽、便器、ボイラー、太陽光パネル等）

⑭耐火金庫

⑮無機繊維（ガラス繊維、炭素繊維）

⑯医療廃棄物（家庭用は医療機関に返却）

⑰液状のもの

⑱石、コンクリートブロック

⑲動物の死体

※上記以外についても施設の処理能力や運転管理上、受入れできない場合がありますので、事前に清掃センター（TEL：0776-74-1314）へお問合せください。

10. その他の留意事項

- ①清掃センターに搬入されるごみの中にはリサイクルできる廃棄物が数多くあります。
できるだけリサイクルするようご協力をお願いします。
- ②受入基準を遵守してください。
- ③搬入者は、係員の指示に従ってください。
- ④搬入物の確認（展開検査等）のため、通常より時間を要する場合があります。
- ⑤受入れできない廃棄物を搬入した場合は、持ち帰っていただきます。

別表 1

種類		具体例
○ あらゆる業種から排出されるもの		
1	燃え殻	石炭がら、焼却灰、炉清掃排出物、廃活性炭 など
2	汚泥	排水処理汚泥、メッキ汚泥、研磨かす、建設系汚泥、生コン残渣、製造工程から出る 泥状物 など
3	廃油	廃潤滑油、廃切削油、アルコール等の廃溶剤、廃タールピッチ、固形石鹼 など
4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃定着液、廃鉛バッテリー液 など
5	廃アルカリ	廃ソーダ液、廃アンモニア液、廃現像液、金属石鹼廃液、自動車不凍液 など
6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、発泡スチロールくず、廃タイヤ など
7	ゴムくず	ゴムチューブ等の天然ゴムくずに限る(廃タイヤは廃プラスチック)
8	金属くず	空缶、鉄くず、非金属くず、半田かす、切削くず など
9	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	空瓶、板ガラスくず、陶磁器くず(土管、レンガ、瓦) など コンクリート二次製品製造業者の排出した不良品のU字溝 など ※コンクリートくずは工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く
10	鉱さい	高炉、平炉、転炉、電気炉等の残渣、鋳物廃砂、不良鉱石、ボタなど
11	がれき類	工作物の新築、改築または除去に伴って生ずるコンクリート破片、レンガの破片、その他これに類する不要物(従来建設廃材と称していたもの)
12	ばいじん	大気汚染防止法で規定する煤煙発生施設及び産業廃棄物の焼却施設の集塵施設で集められたもの(電気集塵機補修ダスト、集塵機補修ダスト)
○ 業種が限定されるもの		
13	紙くず	建設業に係るもの、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず、旧ノーカーボン紙、建材の包装紙、板紙等
14	木くず	建設業に係る木くず、建設業に係る伐採材・抜根材、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業から生ずる木くず、木材片、カンナくず、おがくず、バーク類、パレット、梱包材くず、板きれ、廃チップ、樹皮(バーク)等
15	繊維くず	建設業に係るもの、木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、不良くず、本畳等の天然繊維くず

16	動植物性残さ	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く)、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動植物の残さ(あめかす、のりかす、魚や獣のあら、醸造かす、発酵かす等)
17	動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場で家畜の解体等により生じた固形状の不要物
18	動物のふん尿	畜産農業から生じた牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどのふん尿
19	動物の死体	畜産農業から生じた牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどの死体
20	政令第13号廃棄物(上記1から19の産業廃棄物を処理したもので、1から19に該当しないもの)	汚泥のコンクリート固型化物等